

## 次回の予告

担当 弁護士 野谷 聡子

日時 平成21年7月9日(木) 18:00-19:30

テーマ 『成年後見制度と遺言』

成年後見制度の概要および必要性のほか、遺言の作成方法・有効性などを取り上げます。

こんな場面に直面したことはありませんか？

先日、入所者が亡くなり、その相続人である入所者の三男から、施設が管理していた入所者名義の通帳を取りに行くと言われた。しかし、この入所者には他にも兄弟がいる。このまま三男に通帳を渡してしまってもいいのか？

入所者から遺言を書きたいが、ペンを持たず、文字が書けないので代筆して欲しいと言われた。代筆を引き受けていいものか？引き受けたとして、有効な遺言書を作ることができるのか？

老人性痴呆症の入所者の通帳と印鑑を管理して、毎月口座から施設料を引き出して受領していたが、その娘から、施設が不当に入所者の財産を使い込んでいるのではないかと疑いをかけられた。今後、同様のトラブルを生じないためには、どのように入所者の財産管理を行ったらよいか？